	関連する義務　内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 概要　日本国は、自国の領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 この留保事項の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいい、漁業に関連する次の活動を含む。 (a)　水産資源の採取を伴わない調査 (b)　集魚 (c)　漁獲物の保蔵及び加工 (d)　漁獲物及びその製品の輸送 (e)　漁業に使用される他の船舶への補給 現行の措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）第三条、第四条及び第六条 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七十六号）第四条、第五条、第七条から第十二条まで及び第十四条
八	分野　情報通信業 小分野　放送業 産業分類　ＪＳＩＣ　三八〇　管理、補助的経済活動を行う事業所 ＪＳＩＣ　三八一　公共放送業（有線放送業を除く。） ＪＳＩＣ　三八二　民間放送業（有線放送業を除く。） ＪＳＩＣ　三八三　有線放送業 関連する義務　内国民待遇（第二条） 概要　日本国は、放送業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 現行の措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二章 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第五章及び第八章
九	分野　土地取引に関する事項 小分野 産業分類 関連する義務　内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 概要　日本国における土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。 現行の措置　外国人土地法（大正十四年法律第四十二号）第一条
十	分野　法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス 小分野 産業分類 関連する義務　内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 概要　日本国は、法の執行及び矯正に係るサービスへの投資に関する措置並びに所得に関する保障又は保険、社会保障又は社会福祉、初等教育及び中等教育、公衆のための訓練、保健、保育、公営住宅等の社会事業サービスへの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 現行の措置

アルゼンチン共和国の表

一	分野　全ての分野 小分野 産業分類 関連する義務　内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 概要　アルゼンチン共和国（以下この表において「アルゼンチン」という。）は、農地、大規模かつ永続的な水域若しくは湖を含む不動産又は当該水域若しくは湖に隣接する不動産及び国境の警備区域に所在する不動産の取得に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 現行の措置　国家による農地の所有又は占有の保護のための制度に関する法律第二万六千七百三十七号 政令第二百七十四号（二千十二年） 法律第二万三千五百五十四号によって修正された政令第一万五千三百八十五号（千九百四十四年） 政令第三万二千五百三十号（千九百四十八年）
二	分野　全ての分野 小分野 産業分類 関連する義務　内国民待遇（第二条） 概要　アルゼンチンは、次の州における後発開発途上地域の開発を促進するための措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 カタマルカ州、ラ・リオハ州、トゥクマン州、フフイ州、コリエンテス州、サルタ州、フォルモサ州、チャコ州、ミシオネス州及びサンティアゴ・デル・エステロ州
三	分野　全ての分野 小分野 産業分類 関連する義務　内国民待遇（第二条） 概要　アルゼンチンは、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行う権利を留保する。 (a)　日本国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。 (b)　日本国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。 現行の措置
四	分野　全ての分野 小分野 産業分類
十一	分野　運輸業 小分野　航空運輸業 産業分類 関連する義務　内国民待遇（第二条） 概要　日本国は、空港及び空港運営サービスへの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 この留保事項の適用上、「空港運営サービス」とは、空港ターミナル、離着陸場その他の空港における基盤の運営サービスを使用料の支払又は契約に基づいて提供することをいう。空港運営サービスには、航空交通サービスを含まない。 現行の措置